

第 6 号議案

府中市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

保証人制度の廃止等に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「の入居」の次に「の決定」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「高齢者住宅の」の次に「入居を許可し、及び」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第16条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第32条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和2年4月1日以後に同条第4項の規定による許可を受ける者の入居手続について適用する。
- 3 保証人を確保している入居者（家賃を滞納している者を除く。）で、保証人の確保の終了に係る申出をしたものについては、当該申出をした日の属する月の翌月以後の保証人の確保を必要としないこととする。
- 4 前項に規定する申出をした入居者の保証人で、保証の終了に係る申出をしたものについては、当該保証の終了に係る申出をした日の属する月の翌月以後に生じる当該入居者の債務を負担しないこととする。
- 5 前2項に規定する申出について必要な事項は、市長が定める。
- 6 この条例による改正後の第32条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に到来する支払期に係る利息について適用し、同日前に到来する支払期に係る利息については、なお従前の例による。